「第77回全国植樹祭お野立所新築工事」デザイン等提案コンペ

募集要領

1　目的

令和9年(2027年)に「平城宮跡　朱雀門ひろば」(奈良市)で開催される第77回全国植樹祭の式典施設として建築される「お野立所」(天皇皇后両陛下が御着座される建築物)のデザイン等を選定するためについて実施するものである。この要領は、デザイン等提案者を特定する手続きについて、必要な事項を定める。

2　デザイン等提案募集主体

第77回全国植樹祭奈良県実行委員会

(事務局:奈良県森林環境課)

3　デザイン等提案コンペ運営事務局

一般社団法人　奈良県建築士会

4　特定の仕組みについて

1次審査は「第77回全国植樹祭お野立所新築工事」デザイン等提案コンペ審査選定委員会(以下、「選定委員会」という。)において実施し、本選定委員会においてデザイン等提案者のうち、3者を上限として最終審査対象者を選定する。選定された者の中から、第77回全国植樹祭奈良県実行委員会(以下、「奈良県実行委員会」という。)において実施する最終審査の後に、最優秀提案者を特定する。

特定された最優秀提案者は奈良県実行委員会が発注する「第77回全国植樹祭お野立所新築工事設計業務」の契約交渉相手方とされる。

5　参加資格

参加資格を有するのは、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(1)設計者は、管理建築士又は所属建築士の 1 人以上が(一社)奈良県建築士会会員であること。

(2)奈良県内に主たる事務所のある建築士事務所であること。企業体の場合は2ないし3社で、専業及び兼業を問わない。

(3)建築士法(昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定に基づき、建築士事務所の登録を受けている者であること。なお、専業及び兼業は問わない。

(4)建築士法第 26 条第 2 項の規定により、当該建築士事務所の閉鎖命令を受けていないこと。

(5)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(6)本コンペの募集開始日から提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領又は奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

(7)民法・商法上で係争中、若しくはそれに準じる者でないこと。

(8)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者、

又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

(9)暴対法 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

(10)役員等が自己・自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。

(11)役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。

(12)役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関与をしてないこと。

(13)法人税、消費税及び地方消費税、県税等について未納の税額がないこと。

(14)提案者は本業務に対して専門分野(管理技術者及び意匠担当技術者を除く)について協力者(協力事務所)を仰ぐことができる。ただし、この協力者は上記(3)から(13)号の資格要件を満たし、かつ、前各号の資格要件にかかわらず当該コンペに参加しないものとする。

6 提案方法、提出書類等

(1)書類の配布期間・方法

①配布期間(郵送等は行わない)

令和 7 年 10 月 23 日(木)から令和 8 年 1 月 30 日(金)の午後 5 時まで

②配布方法(応募の詳細等)

(一社)奈良県建築士会 HP よりダウンロード

https://nara-kenchikushikai.or.jp/

(2)エントリーシート(参加表明書)の提出方法

①提出期間

令和 7 年 10 月 24 日(金)午前 9 時から令和 7 年 12 月 5 日(金)午後 5 時必着

※提出期限後のエントリーシートの提出は一切認めない。

②提出先

〒630-8115 奈良県奈良市大宮町 2 丁目 5 番 7 号 奈良県建築士会館 2F

(一社)奈良県建築士会 「お野立所デザイン等提案コンペ係」

電話番号 0742-30-3111

③提出方法

郵送又は持参

④提出物

Ⅰエントリーシート (様式第 1-1 号又は第 1-2 号) 1部

Ⅱ建築士事務所の概要(様式第 2 号) 1部

Ⅲ協力事務所の内容等 (様式第 3 号) 1部 ※協力事務所がある場合のみ

(3)提案書等の提出方法

①提出期間

令和 7 年 10 月 24 日(金)午前 9 時から令和 8 年 1 月 30 日(金)の午後 5 時必着

※提出期限後の提案書等の提出は一切認めない。

②提出先

〒630-8115 奈良県奈良市大宮町 2 丁目 5 番 7 号 奈良県建築士会館 2F

(一社)奈良県建築士会 「お野立所デザイン等提案コンペ係」

電話番号 0742-30-3111

③提出方法

持参又は郵送

④提出物(別紙提案書等作成要領を確認の上、作成・提出すること)

Ⅰ技術提案提出書(様式第 4-1 号又は第 4-2 号)	8 部
Ⅱ提案書(様式第 5 号及び様式第 6 号)	8 部
及び PDF データを入れた CD-R	1 部
Ⅲ建築工事費の概算見積書(様式第 7 号)	8 部
Ⅳ木材概算数量表(様式第 7 号別紙)	8 部
Ⅴ設計費用見積書(様式第 8 号)	8 部
Ⅵ管理技術者及び担当技術者の保有資格報告書(様式第 9 号)	
及び添付資料	1 部
Ⅶ業務実績報告書(様式第 10 号)及び添付資料	1 部

7 提案書作成の留意事項

(1)提案書は次の①～④の提案課題テーマに関する提案を行うこと。

①デザインコンセプト

Ⅰ 第77回全国植樹祭の開催理念及び大会テーマの反映

・開催理念:

○森林環境の維持向上が国民生活の安定的な向上に不可欠であることが国民共通の理解となるとともに、森林と人との恒久的な共生を図るための取組を一層進める契機とします。

○私たちが今見ている森林はさまざまな歴史の積み重ねの上にあるという意識を持ち、伝統的な育林技術と木工技術が一体となり発展した「木の文化」を後世に伝えていきます。

・大会テーマ:「あをによし 奈良からつなぐ 緑の未来」

Ⅱ 周辺景観との調和、空間構成に関する提案

Ⅲ 奈良県らしさの表現、意匠に関する提案

②木材利用及び開催後の再利用

Ⅰ使用する木材の規格や奈良県産木材の魅力発信に関する提案

Ⅱ再利用方法の提案

(再利用の参考例(自由な提案が可能))

・県有施設等への移築が可能な構造物としている。

・一部を他施設で内装材として活用できるようにしている。

・解体後に部材を再加工し、ベンチ等の工作物を製作できるよう配慮している。等

③機能・構造の創造性

Ⅰ 構造の安全性

Ⅱ 天皇皇后両陛下への配慮

④コスト縮減等提案の実現性

Ⅰ　建築工事費への配慮

Ⅱ　建築工期短縮への配慮

Ⅲ　工法・素材に関する提案

Ⅳ　解体・撤去に関する提案

(2)提案書の作成にあたっては、別紙提案書等作成要領の内容を守ること。

8 質疑・応答

(1)　質疑受付期間

令和7年 11 月 4 日(火)から令和 7 年 11 月 13 日(木)午後 5 時必着

※質問の内容によって本選定に公平性を保てない場合は回答しないことがある。

①提出方法

質問書(様式第 11 号)を提案書提出先に電子メール(info@nara-kenchikushikai.or.jp)にて提出すること。なお、電話や直接の訪問による問い合わせには応じない。

(2)　質疑回答

令和7年 11 月 21 日(金)午後 5 時までに、Q&A形式で、(一社)奈良県建築士会 HP に掲示する。

9 審査及び発表

(1)　審査方法

【1次審査】

提出された提案書等をもとに、選定委員会において審査し、最終審査対象者を選定する(上限3者)。

【最終審査】

1次審査を通過した提案の中から第77回全国植樹祭奈良県実行委員会　植樹・木材利用専門委員会(以下、「専門委員会」という。)において審査し、最優秀提案者を選定する。最優秀提案者の特定は、第77回全国植樹祭奈良県実行委員会第 5 回総会の決議により決定する。

(2)　審査基準

【1次審査】

①審査にあたっては、選定委員会委員が次表 1 に示す審査基準に基づき評価・採点する。採点結果を選定委員会委員間で意見交換の上、最終審査対象とする提案者を協議により選定する。ただし、次表 1「⑥設計業務価格に関する事項」の項目評点の合計が 0 点であった者は、最終審査の対象から除外する。

②上記①により選定する最終審査対象とする提案者は3者を上限とする。

④応募提案が3件未満あるいは、最終審査対象が3件未満であった場合には、評点の合計を選定委員会委員の数で除した点数(満点 200 点)が 120 点以上(満点の 6 割以上)あれば最終審査対象者とする。

⑤審査項目及び配点は次表 1 のとおりとする。

表1　1次審査　審査基準

審査項目	審査の観点	配点（点）	
①デザインに関する事項	Ⅰ開催理念及び大会テーマの反映	20	60
	Ⅱ周辺景観との調和、空間構成に関する提案	30	
	Ⅲ奈良県らしさの表現、意匠に関する提案	10	
②木材利用に関する事項	Ⅰ使用する木材の規格や奈良県産木材の魅力発信に関する提案	30	50
	Ⅱ再利用方法の提案	20	
③機能・構造に関する事項	Ⅰ構造の安全性	20	40
	Ⅱ天皇皇后両陛下への配慮	20	
④コスト縮減等に関する事項	Ⅰ建築工事費への配慮	10	40
	Ⅱ建築工期短縮への配慮	10	
	Ⅲ工法・素材に関する提案	10	
	Ⅳ解体・撤去に関する提案	10	
⑤業務遂行能力に関する事項	業務の実施方針及び設計の手法に関する事項	5	5
⑥設計業務価格に関する事項	設計業務の見積の妥当性	5	5
合　計		200	

【最終審査】

①審査にあたっては、専門委員会専門委員が次表 2 に示す審査基準に基づき評価・採点し、その評点を合計して順位を決定する。なお、次表 2①「Ⅰ開催理念及び大会テーマの反映」及び「Ⅱ周辺景観との調和、空間構成に関する提案」、次表 2②の「Ⅰ使用する木材の規格や奈良県産木材の魅力発信に関する提案」及び「Ⅱ再利用方法の提案」については、次表 2 に示す比重をかけた傾斜配点とする。

②評点合計の上位 1 者を最優秀提案者とみなす。

③最終審査の対象となる提案が1件しかない場合には、評点の合計を専門委員会専門委員の数で除した点数（満点 150 点）が 90 点以上（満点の 6 割以上）であれば最優秀提案者とみなす。

④審査項目及び配点と評点は次表 2 のとおりとする。

表2　最終審査　審査基準

審査項目	審査の観点	配点	比重	評点	
①デザインに関する事項	Ⅰ開催理念及び大会テーマの反映	10	2 倍	20	60
	Ⅱ周辺景観との調和、空間構成に関する提案	10	3 倍	30	
	Ⅲ奈良県らしさの表現、意匠に関する提案	10	―	10	
②木材利用に関する事項	Ⅰ使用する木材の規格や奈良県産木材の魅力発信に関する提案	10	3 倍	30	50
	Ⅱ再利用方法の提案	10	2 倍	20	

<table>
<tr><td rowspan="2">③配置技術者の経験・能力</td><td>Ⅰ技術者資格
〇管理技術者
一級級建築士 [1]5 点、二級建築士 [2]3 点
1.建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士
2.同法第 2 条第 3 項に規定する二級建築士
最大 5 点
〇担当技術者
意匠・構造・積算各分野の担当技術者資格の有無
・各分野を担当する技術者について、一級建築士 [1]5 点、二級建築士 [2]3 点
1.建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士
2.同法第 2 条第 3 項に規定する二級建築士
・管理技術者は、いずれかの1分野の担当技術者を兼務しても構わない
5 点×3 分野＝最大 15 点</td><td>20</td><td>－</td><td>20</td><td>20</td></tr>
<tr><td>Ⅱ業務実績
技術者の同種又は類似業務実績
〇同種業務
建築面積 100m^2 程度の記念式典等における木造建築物又は工作物の設計業務
〇類似業務
地方公共団体等が発注する延べ面積 70m^2 以上の木造建築物の設計業務
（管理技術者）
同種業務の実績…5 点/件
類似業務の実績…3 点/件
最大 10 点
（担当技術者）
同種業務の実績…5 点/件
類似業務の実績…3 点/件
最大 10 点</td><td>20</td><td>－</td><td>20</td><td>20</td></tr>
<tr><td colspan="2">合計</td><td colspan="4">150</td></tr>
</table>

（3） 審査結果

①審査結果は、最終審査後に全ての提案者に文書で通知する。

②審査経緯は公表しない。

③審査結果に関する問い合わせや異議申立ては受け付けない。

（4） HP 上での公表

上記（3）の審査結果通知後、最優秀提案及び最終審査対象になった提案については、奈良県実行委員会事務局 HP 上で以下の内容を公表する。

①提案者名

②設計担当技術者名

③お野立所デザイン画

10 失格となる場合

審査の結果、次に該当する場合、選定委員会による評価の対象外とし、失格とする。

（1）参加表明をしない場合

（2）提案書を提出しない場合

（3）5（参加資格等）で定める資格を満たさない参加者の場合

（4）募集要領及び設計概要に基づかない提案書が提出された場合

（5）審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合

（6）上記のほか、選定委員会が失格と判断した場合

11 契約の締結

上記9により最優秀提案者として特定された者は奈良県実行委員会と「第77回全国植樹祭お野立所新築工事設計業務」の契約締結に係る協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。なお、この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。

協議が不調のときは、上記9により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

12 契約保証金

上記 11 により奈良県実行委員会と契約を締結する者は、地方自治法施行令第 167 条の 16 の規定に準じる契約保証金として、契約金額の 10 分の 1 以上の金額を納付しなければならない。

ただし、奈良県会計規則第 154 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する場合がある。

13 その他

（1）提案書の提出は、1 者につき 1 件とする。

（2）提案は未発表かつ自作のものに限る。

（3）提出された提案書等は返却しない。

（4）本提案の参加に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

（5）提出された提案書の著作権は、採否を問わず提案者に帰属する。但し、採用案については、本事

業推進のため発注者が公益目的等に使用する場合には提案者は協力するものとする。

(6)提出期限後の提案書等の追加及び修正は一切認めない。

(7)必要に応じ、ヒアリング調査を行うことがある。

(8)提案書は、デザイン等提案を選定する目的以外には使用しない。

(9)選定後において、提案書等の内容等に虚偽の記載等の不適正な事項等が発覚した場合には、失格となる。

(10)エントリー後であっても、参加を辞退することはできる。その場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。

(11)本業務で収集した個人情報については本業務以外には利用しない。

(12)提案者は、本業務の実施にあたり、専門分野については協力を仰ぐことができる。ただし、協力者については、エントリーシート(Ⅲ協力事務所の内容等)で明記するものとする。なお、提案書提出までに変更があった場合は、報告すること。

(13)上記 11 により奈良県実行委員会と契約を締結した者は、第77回全国植樹祭の開催理念(「木の文化」を後世に伝える)の実現のため、奈良県実行委員会又は実行委員会の協力団体等が実施する取り組み(WS 等)に可能な範囲で協力するものとする。

(14)その他定めのない事項については、奈良県の規定に準拠して実施するものとする。

14 問い合わせ先

〒630-8115 奈良県奈良市大宮町 2 丁目 5 番 7 号 奈良県建築士会館 2F

(一社)奈良県建築士会 「お野立所デザイン等提案コンペ係」

電話番号 0742-30-3111

E-mail:info@nara-kenchikushikai.or.jp

【参考】コンペスケジュール

項　目	日　程
募集開始	10 月 23 日(木)
資料配布期間	10 月 23 日(木)～令和 8 年 1 月 30 日(金)
エントリー期間	10 月 24 日(金)午前 9 時～12 月 5 日(金) 午後 5 時必着
質問書提出期間	11 月 4 日(火)～11 月 13 日(木)午後 5 時必着
質問書回答	11 月 21 日(金)午後 5 時まで
提案書提出期間	10 月 24 日(金)午前 9 時～令和 8 年 1 月 30 日(金) 午後 5 時必着
1 次審査	令和 8 年 2 月中旬
最終審査	令和 8 年 3 月上旬
決定	令和 8 年 3 月下旬
選定結果通知	令和 8 年 3 月下旬～4 月初旬

※スケジュールは都合により変更する場合がある。